

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う 監督・検査等の取扱いについて（お知らせ）

平成 30 年 10 月 22 日
広島県土木建築局

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における監督・検査等の取扱いについてお知らせします。

1 建設工事

（1）監督及び検査の方法について

緊急対応工事における監督及び検査について、工事書類及び写真を過度に求めることがないように留意することとします。給付の確認は、「土木工事検査技術基準」に基づいて行うこととしていますが、監督及び検査の具体的な内容及び方法は次のとおりとします。

ア 工事の実施状況については、「土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法(1) 工程管理」の規定により、省略可とします。

イ 出来形については、崩土やコンクリート殻の撤去や大型土のうの設置工事などの工事目的物がない場合や、簡易な維持修繕工事を行った場合は、省略可とします。また、写真管理については、撮影項目・撮影頻度は受注者の任意とし、小黒板についても省略可とします。「写真管理基準 2-7 撮影の留意事項(1)」の規定によることとします。

ウ 品質については、出来形と同じとします。

エ 出来栄えについては、省略可とします。

オ 実績精算とするため、受注者は、日々の実績を一覧表で整理し、工事打合せ簿により監督職員と取り交わすこととします。これは、「建設工事請負契約約款第 11 条」に定める履行報告に取ってかわることが出来ます。なお、実績の確認は、監督職員が現場等を確認することとし、可能であれば、伝票、管理表、日報を確認します。

技術検査は、「土木工事成績評定基準」に基づいて行うこととしていますが、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外としています。

なお、平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う緊急対応工事（随意契約した工事に限る）については、評定の対象外とします。

（2）中間検査について

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）で、請負代金額 3,500 万円未満の工事については、中間検査を省略することとし、1 億円以上の工事については、中間検査の回数を 2 回から 1 回に省略します。

また、低入札価格調査対象工事については、通常工事を含む全ての工事において、中間検査の回数は増やさないこととします。

(3) 配置技術者の途中交代に係る工事成績評定の取扱いについて

平成30年7月豪雨災害に伴い、工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書 1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認めることとします。

総合評価落札方式で受注している工事で、上記の理由により交代した技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合も、工事成績評定の減点を行わないものとします。

2 測量・建設コンサルタント等業務

(1) 成績評定の取扱いについて

成績評定については、「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領」では、契約金額500万円以上の測量、建設コンサルタント等の業務を対象としていますが、「平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応業務(随意契約した業務に限る)(以下「緊急対応業務」という。)」については、評定の対象外とします。

(2) 検査について

検査については、「土木事業に伴う調査設計測量委託業務等検査要領」に基づいて行うこととしていますが、緊急対応業務については、業務の管理状況等に係る書類を、過度に求めることが無いよう留意することとします。

(3) 配置技術者の途中交代に係る業務成績評定の取扱いについて

業務途中の配置技術者(管理技術者、照査技術者及び総合評価落札方式における担当技術者)は、原則として変更できないものとし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由による変更は認めるとされていますが、平成30年7月豪雨災害に伴い、配置技術者が職務を継続できない場合や履行期間及び業務内容に大幅な変更が生じた場合もやむを得ない理由に含むものとします。

総合評価落札方式で受注している業務で、上記の理由により交代した技術者の各得点が配置予定技術者(管理技術者及び担当技術者)の得点を下回る評価内容がある場合も、業務成績評定の減点を行わないものとします。

(4) 総合評価落方式における管理技術者及び担当技術者の手持ち業務件数について

平成30年7月豪雨に関する業務(国及び地方公共団体)については、総合評価落札方式における管理技術者及び担当技術者の手持ち業務件数の算出対象としないこととしておりますので、技術資料の履行確認時に「平成30年7月豪雨に関する業務」であることが確認できる資料(業務契約書又は業務計画書の写し等)を提出してください。